第二条第五号の表中ジフェニル（ピロリジン―二―イル）メタノール、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

二―（ジフェニルメチル）ピロリジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ナフタレン―一―イル（一―ペンチル―一H―ピロール―三―イル）メタノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

第二条第五号の表中一―（四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

（二―ヨード―五―ニトロフェニル）〔一―［（一―メチルピペリジン―二―イル）メチル］―一H―インドール―三―イル〕メタノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百一号

電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第三条第一項の規定に基づき、施設整備事業を推進するための基本的な指針（平成二十三年総務省告示第四百号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十五年四月三十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

2一イ(1)(xv)中「ものをいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同イ(4)中「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同2二(1)に次のように加える。

(x) サーバー用の電子計算機（東京圏（多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ。）以外の地域における自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設（以下「特定情報通信事業施設」という。）に設置されるものに限る。）のうち、東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業の用に供するもの

(xi) ルーター又はスイッチのうち、(x)に掲げる電気通信設備を設置する計画と同一の計画に基づき特定情報通信事業施設に設置されるもの

○総務省告示第二百二号

平成二十三年総務省告示第四百号（施設整備事業を推進するための基本的な指針）第五項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百一号（電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月三十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

1七を削る。

2一を次のように改める。

一　実施計画の認定の申請

イ　実施計画の認定を受けようとする者は、様式第七号の申請書に、次に掲げる書類（(2)から(4)までに掲げる書類については、基本指針2二(1)(x)に掲げる電気通信設備を整備する場合に限る。）を添えて提出するものとする。

(1)　様式第八号の事業者の施設による分類

(2)(3)　様式第九号の事業者の施設による分類

当該電気通信設備を設置する自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設（以下「特定情報通信事業施設」という。）の所在地が確認できる書類

(4)　当該実施計画により整備される電気通信設備が、東京圏（多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ。）における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客の他の当該情報の利用に提供する事業の用に供されるものであること。

ロ　基本指針2二(1)(x)に掲げる電気通信設備を設置する実施計画について法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、当該実施計画により整備される基本指針2二(1)(iv)、(x)及び(xi)に掲げる電気通信設備は、次の(1)及び(2)に掲げる電気通信設備の区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1)　サーバー用の電子計算機　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i)　東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。

(ii)　東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して顧客に提供する事業の用に供されるものであること。

(2)　非常用電源装置及びルーター又はスイッチ　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i)　東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。

(ii)　(1)に掲げるサーバー用の電子計算機と同時に設置されるものであること。

2三を次のように改める。

三　実施計画の変更に係る認定の申請

イ　実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第十号の申請書に実施計画の変更理由、変更箇所が記載された書類及び第一号イの(1)から(4)までに掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

ロ　基本指針2二(1)(x)に掲げる電気通信設備を設置する実施計画の変更については、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、第一号ロの規定を準用する。

2六中「施設名」を「整備施設」に改め、同2に次のように加える。

七　法第五条第三項に規定する認定計画に係る信頼性向上施設整備事業を実施する者は、当該認定計画に記載された信頼性向上施設を構成する基本指針2二(1)(x)に掲げるサーバー用の電子計算機、非常用電源装置及びルーター又はスイッチ（以下この号において「サーバー用の電子計算機等」という。）の取得価額の合計額の当該一の生産等設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該サーバー用の電子計算機等の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）であること。

3一中「様式第十二号」を「様式第十一号」に改め、同一(1)中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改め、同一(2)中「様式第十三号」を「様式第十四号」に改め、同一(4)中「様式第十四号」を「様式第十五号」に改め、同3三中「様式第十五号」を「様式第十六号」に改め、同3六(1)中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改め、同六(3)中「様式第十三号」を「様式第十四号」に改め、同六(4)中「様式第十四号」を「様式第十五号」に改め、同六(5)中「様式第十五号」を「様式第十六号」に改める。